NZDPU

JPX

気候移行関連データに関する

日本ラウンドテーブルシリーズ

参考訳

2025 年 3 月

日本取引所グループ（JPX）

JPX は、東京証券取引所（現物株市場）、大阪取引所と東京商品取引所（デリバティブ市場）、日本証券クリアリング機構（清算）、及びＪＰＸ総研（データやデジタル関連サービス）を傘下に持ち、グループ全体で、金融商品市場の開設・運営に係る事業を行っています。JPX は、サステナビリティを重要な経営課題のひとつに位置づけ、上場会社のサステナビリティ取組みや情報開示の促進、投資者への ESG 商品・サービスの提供等を通じて、持続可能な資本市場と社会の実現を後押ししています。

ネットゼロ・データ・パブリック・ユーティリティ（NZDPU）

NZDPU は、民間部門の気候移行関連データを一元的に集約するためのグローバルかつオープンなデータプラットフォームです。NZDPU は、パリ協定の目標達成に向けた進捗を加速させるうえで不可欠となる民間部門の主要なデータセットに、利用者が容易にアクセスし、活用することを可能にします。NZDPU は、既存の、また今後の気候変動関連報告の取組みやプラットフォームを活用し、透明性が高く、一貫性があり、誰もがアクセス可能な形式のデータへのアクセスを提供します。

NZDPU は、気候データ運営委員会（CDSC）によって監督されています。CDSC は規制当局、政策当局、基準設定機関を含むグローバルリーダーによって構成されており、データプロバイダーや市民団体から情報の提供を受け、民間部門自身がネットゼロ経済の実現に不可欠な主要な気候移行関連データを企業レベルで報告・開示する機運をグローバルに高めることにより、気候変動対策を加速させることを目的としています。

免責事項

本文書に記載されている見解および記述は、明示的に記されている場合を除き、特定の組織に帰属するものではありません。

NZDPU：気候移行関連データを集約するグローバルでオープンなプラットフォーム

2022 年 6 月、フランスのマクロン大統領とマイケル・R・ブルームバーグ国連気候変動担当特使によって、CDSC が設立されました。CDSC は、ネットゼロ経済の実現に不可欠な主要な気候移行関連データを、民間部門自身が報告・開示する機運を世界的に高めることにより、気候変動対策を加速させ、国連の気候目標を支援することを目的としています。

2022 年 11 月、CDSC は、統一されたグローバルでオープンな気候変動関連データプラットフォーム（NZDPU）の構築に関する提言を発表しました。NZDPU は、最終的には国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のグローバル・クライメート・アクション・ポータルに統合される予定です。CDSC とそのアドバイザーは、NZDPU の継続的かつ段階的な取り組みの監督を行い、今後の機能強化に向け、さらなる提言の検討を行います。

概念実証（Proof of Concept）

NZDPU の可能性を実証するため、2023 年 11 月に国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）で NZDPU の概念実証が発表され、CDP（投資家、企業、都市、州、地域が環境への影響を開示するための、グローバルで独立した環境情報開示システム）を通じて公開されている約 400 社の気候移行関連の主要なデータセットが掲載されました。この概念実証によって、利用者が NZDPU の初期の特徴や機能を体験し、今後の開発に向けたフィードバックを提供することが可能になりました。この概念実証には、気候移行関連データの報告基準や国・地域を超えて透明性や比較可能性を向上させる革新的なデータ構造である NZDPU のコア・データ・モデルが含まれています。概念実証は（NZDPU.com）で公開されており、直感的で使い易いインターフェースを提供しています。

概念実証からプロダクションへ

2024 年 9 月、NZDPU はプロダクション・バージョン（本格稼働版）を発表し、その際に CDP とのパートナーシップを拡大する計画を発表しました。この協力関係における次のフェーズでは、CDP にデータを公開している世界の時価総額の半分以上に相当する 1 万社を超える企業の主要気候移行関連データを、NZDPU のウェブサイト上で公開する予定です。この継続的な協力関係を通じて、CDP と NZDPU は、報告作業を簡素化し、作業の重複を回避しながら、

一貫性のある比較可能な民間部門の気候移行関連データへのアクセスをグローバルで拡大することに取り組んでいます。

NZDPU の最初のプロダクション・バージョンの発表は、CDSC のビジョン実現に向けた大きな前進ではあるものの、最初の一歩に過ぎません。多くの国が開示の義務化を進め、開示情報が増加するなか、NZDPU は今後も進化を続け、カバー範囲を拡大し、グローバルなデータソースを多様化させていきます。

大きな進展があったものの、課題は残されています。現在の企業レベルの気候移行関連データの多くは、標準化されておらず、複数の場所に分散しており、入手困難な形式で保存されています。さらに、開示されている気候移行関連データの質に依然として課題を抱えており（スコープ 3 等）、利用者が自信を持って意思決定のワークフローに組み込む妨げとなっています。利用者は、企業が開示する温室効果ガス（以下、GHG）排出量データが、企業活動や排出インベントリを比較可能かつ正確に反映しているものであるという確信を深める必要があります。

NZDPU は、企業に新たな報告負担を負わせることなく、既存および計画中の各国・地域の気候移行関連データソースと接続することで、気候移行関連データのエコシステムにおける中心的な情報源になることを目指しています。開示の義務化を主たる背景に、企業レベルの気候移行関連データの開示が世界的に拡大することが予測される中、NZDPU は多くの国々のステークホルダーと建設的な対話を行い、世界各国の気候移行関連データの状況について理解を深めてきました。[1]

本ペーパーでは、NZDPU が JPX との共催により、ラウンドテーブルシリーズという形式で実施した日本におけるアウトリーチ活動と、日本市場が直面する機会および課題を中心にご紹介します。

[1] NZDPU は、シンガポール、 米国、スイス、英国、アラブ首長国連邦など、さまざまな地域でエンゲージメントを行ってきました。

ラウンドテーブルシリーズの概要

2023 年 11 月に COP28 で NZDPU の概念実証が発表された後、JPX と NZDPU は、日本企業が気候移行関連データの開示や活用に係る課題についての理解を深めるため、日本を代表する金融機関と発行体で構成されるラウンドテーブルシリーズを共同で開催しました。ラウンドテーブルシリーズの目的は、得られた知見や参加企業からのフィードバックを NZDPU の継続的かつ段階的な製品開発プロセスに活用できるようにするとともに、日本の投資家や発行体の意見がグローバルなデータプラットフォームの構築に関する議論に反映されるようにすることでした。NZDPU は、利用者の声を最も重視し、企業が直面する課題についての洞察を幅広く市場に提供することを目指しています。JPX は、こうした議論が日本市場における関連情報の質と量の向上に貢献することを期待しています。

ラウンドテーブルシリーズの議題

第 1 回

- 日程・場所：2024 年 3 月 15 日、東京
- 議論のテーマ：NZDPU の紹介、気候移行関連データの開示および活用、GHG 排出量削減目標の設定について

第 2 回

- 日程・場所：2024 年 8 月 2 日、オンライン
- 議論のテーマ：NZDPU の今後のロードマップ、気候移行関連データの収集、気候移行関連データ開示のインセンティブについて

第 3 回

- 日程・場所：2024 年 10 月 29 日、オンライン
- 議論のテーマ：ラウンドテーブルに関するペーパーの内容、NZDPU に関するアップデートと進捗について

参加企業

味の素株式会社、アセットマネジメント One 株式会社、第一生命ホールディングス株式会社、株式会社日立製作所、三菱商事株式会社、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、株式会社 NTT データグループ、東京海上ホールディングス株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、他 1 社

金融庁がオブザーバー参加

金融庁からのコメント

2050 年ネットゼロカーボンの実現が世界中の人々の最も重要な課題の一つとなっている中、そのアクションは急を要するものとなっており、気候変動対応に関する正確かつ広範なデータは、企業や投資家をはじめとするステークホルダーの意思決定にとって不可欠です。気候関連データのグローバルなプラットフォーム、NZDPU が構築されることは、データの集約や透明性向上の観点で重要な取組だと考えています。また、本ラウンドテーブルにおける議論により、報告側の報告負担削減への方策など、日本の市場参加者の意見が事務局に共有され、プラットフォームの構築に活かされるとともに、参加者のプラットフォームに関する理解が深まったのは、意義深いことだと思います。

NZDPU の発展により、我が国においてもデータの利便性が向上し、トランジションファイナンスをはじめとするネット・ゼロ達成にむけた投融資が一層進むことを期待しています。

我が国においては、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）において、国際サステナビリティ基準審議会が開発した基準（ISSB 基準）と機能的に同等な国内サステナビリティ開示基準の開発が進められており、それに伴い、排出量や目標設定のような気候関連開示も徐々に進展する見込みです。これらの企業開示を無料で誰もがアクセスできる、比較可能なデータプラットフォームである NZDPU を通して、世界中の誰もがデータを参照できるようにすることで、気候変動に係る取組は益々促進されると考えており、当庁としても NZDPU を引き続き支援してまいりたいと考えています。

池田 賢志
金融庁
チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー

日本における気候関連情報開示の概要

日本における気候関連情報開示の状況を理解するには、まず、自主的な情報開示について見る必要があります。特に投資家向け情報については、日本では自主的な形式、なかでも気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を活用したものが主流として発展してきました。2017 年に TCFD 提言が発表されて以来、多くの日本企業が支持を表明し、情報開示の枠組みとして利用を開始しました。2023 年 11 月 24 日時点では、1,488 の日本企業および団体が TCFD への支持を表明しています。

その自主的な開示努力の推進役となっているのが、東京証券取引所（以下、「東証」）が定めているコーポレートガバナンス・コードで、上場会社に対して「経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである」と定めています。特に、東証プライム市場上場会社に対しては、「気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」としています。

東証は、コーポレートガバナンス・コードの遵守について「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出を義務付けていますが、気候変動関連情報は、従来、統合報告書、サステナビリティ報告書、企業ウェブサイト、CDP アンケートなど法定文書以外で公表されることがほとんどでした。JPX の調査[1]によると、2022 年時点で、JPX 日経インデックス 400 構成企業の 4 分の 3 以上が、TCFD が推奨する開示項目の少なくとも一部に関する情報を法定または法定外の報告書で開示しており、すべての項目について統合報告書またはアニュアルレポートで開示する企業が最も多いという結果でした。CDP を通じた情報開示も年々増加しており、2023 年には、回答を要請されていない企業を含む 1,244 社の日本企業が気候変動に関するアンケートに回答しています（回答の要請は全てのプライム市場上場会社に送付され、うち 1,182 社（64%）が回答しています）。2023 年は日本企業 112 社が CDP の「A リスト」に選定されました。[2]

法定開示については、以前から有価証券報告書で気候変動関連情報の開示を行っている企業はいましたが、2023 年 1 月の企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正によって、気候変動・サステナビリティ関連の情報開示を目的とした「サステナビリティに関する考え方及び取り組み」の記載欄が有価証券報告書に新設されたことから、拡大しています。内閣府令では、

どの情報がマテリアル（重要）であり開示すべきかは企業の判断に委ねられています。KPMG が上場企業 2,264 社の 2024 年 3 月期の有価証券報告書を対象に実施した調査[3]によると、同年度のスコープ 1 排出量を開示したのは全体の 19%（424 社、前年度の 14%から増加）、スコープ 2 排出量を開示した企業はほぼ同数、スコープ 3 排出量を開示したのは 6%（145 社）でした。現在、第三者による保証は義務付けられていないこともあり、調査対象企業のうち、直近会計年度の気候変動関連データについて保証を取得していると報告したのはわずか 12 社でした。

2023 年 12 月、金融庁は有価証券報告書の記載欄の実効性を高めるため、有価証券報告書の電子開示プラットフォーム EDINET の電子開示タクソノミを更新し、スコープ 1、2、3 の各排出量、および開示の 4 つの柱であるガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標について電子タグを導入しました。[4]

比較可能性を向上させ、意思決定に有用な情報を投資家に提供するためには、有価証券報告書等による開示が明確な基準に基づいて行われることが重要であることから、2023 年 10 月から金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループ」において、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準に基づいて策定されている日本サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の開示基準の法定開示への取り込みの可能性および保証の在り方について議論が行われています。議論中ではあるものの、ワーキンググループは、時価総額に基づいて SSBJ 基準を段階的に適用することを提案しており開示基準については 2026 年 3 月期から、保証制度については 2028 年 3 月期からの導入が検討されています。また、金融庁は、SSBJ 基準の適用後、電子タグ付けをこれらの基準にも拡大する予定です。[5]

気候変動関連情報の開示は、「GX」（グリーントランスフォーメーション）戦略の一環である政府主導の「GX リーグ」を通じても拡大しています。GX リーグの情報プラットフォームである「GX ダッシュボード」は適切な評価を促すための情報基盤として公開されており、投資判断や企業評価等に活用可能な情報（企業情報、自らの排出削減、サプライチェーンでの取組み、グリーン市場創出の取組み）を、一覧性・比較可能性のある形で発信することを目的としています。GX ダッシュボードは「プレッジ＆レビュー」（誓約と評価）型の枠組みとして、政府の GHG 排出量取引制度の実効性を確保するうえで重要な役割を担うことが期待されています。[6]

上記に加え、企業が GHG 排出量を報告する枠組みである「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」でも報告・公表要件が規定されています。これにより、2006 年以降、大量の GHG を排出する企業は自社の排出量を計算し、政府へ報告することが義務付けられています。しかしながら、指定されている計算方法やその他の開示内容が「GHG プロトコル」など国際的に広く認知されている国際基準とは異なっています。

日本では、複数の枠組みによって、気候変動関連情報の開示が奨励・義務化されているため、入手可能な情報は今後ますます充実していくものと予想されます。適切な資産配分を支援するには、こうした情報を、投資家やその他のステークホルダーが意思決定に有用な形式で入手できるようにすることが極めて重要です。

ラウンドテーブルのテーマおよび得られた知見

トピック 1：データ収集

NZDPU は、気候移行関連データに関連した企業の課題について理解を深めるため、企業が GHG 排出量を計算する際のデータの質について調査を実施してきました。この調査は、データ収集のプロセス、課題および選択について理解を深めるために実施しており、これらが開示される気候変動関連データの質に影響を与えると考えています。

本ラウンドテーブルシリーズでは、参加企業は、自社の GHG 排出量計算に必要なデータの収集に関して、データの収集方法、収集データのレベル感、データ収集において直面している課題、そうした課題の解決策について期待することなど、複数の点について議論しました。参加者への質問の一覧と回答の概要については付属資料をご参照ください。

Key Learnings

- データ収集方法は企業によって大きく異なる。ラウンドテーブル参加企業のうち、発行体は大半が社内でデータ収集を行っているのに対し、金融機関の大半は外部のベンダーを活用してデータ収集を行っている。

- 外部ベンダー選定の際の主な観点としては、コスト、当該ベンダーのデータの包括性、使い易さなどが挙げられた。利用している金融機関によると、ベンダーが提供したデータの正確性には依然として課題があり、データの信頼性が損なわれている。

- 多くの参加企業は、スコープ 1 とスコープ 2 排出量の計算には一次データを使用し、スコープ 3 排出量の計算には二次データを使用している。参加企業からは、スコープ 3 排出量の計算のために収集した情報の信頼性が課題であり、正しい排出係数の選択が困難な場合があるという声があった。

- 連結企業や多国籍企業の場合、本社・本部の目標と生産拠点の目標との間に相違がある可能性があり、データの収集や集計が困難となっている。また、法域によってデータ収集に関する規制や計算基準が異なる場合が多く、状況はさらに複雑になっている。参加企業からは、地理的に分散した多くの拠点からデータを収集する必要があるため、多大なコストと管理上の負担が生じているとの声があった。

- 大半の参加企業は、データの質が全体として向上していると考えているものの、自社の移行計画を策定する上で、現在収集しているデータの質と量が不十分であると考えている。企業が移行計画策定のために収集が必要になるデータは、広範囲にわたり、多大なリソースを必要とする。

- 期待される解決策について議論を行った際、参加企業からは、データ収集のコストや負担を軽減し、収集データの質や比較可能性を判断する際に必要となる情報の提供が望まれるとの声があった。

NZDPU の観点

参加企業のフィードバックは、GHG 排出量の開示に必要なデータの収集について企業が引き続き直面している課題、特に異なる指標間でデータの質に違いがあることや、複雑なサプライチェーンを有する多国籍企業が直面している追加的な負担について、貴重な洞察を提供してくれました。こうした問題認識を踏まえ、NZDPU のコア・データ・モデルは、開示データの信頼性と品質を評価する上で必要なデータの粒度を備え、データソース間や企業間の比較を容易にする柔軟性を備えたものとなっています。これは、グローバル及び地域の規制要件や基準との整合性を確保することによって達成されます。また、NZDPU は、企業による開示済みデータの修正を可視化し、データ利用者が特定領域の経年変化をより容易に把握できるようにしています。

データの透明性と粒度を確保することは、データ利用者が自信をもって気候移行関連データを意思決定のワークフローに組み込む際に必要な最初の重要なステップですが、企業が自社の気候移行関連データの開示のために収集するデータの質を充実させるにはまだ多くの課題が残されています。これは、特にスコープ 3 排出量の場合に当てはまります。スコープ 3 排出量は、多くの企業で GHG 排出量の大部分を占める一方で、他の開示データと比べて品質の面で劣っていることが多いからです。企業が自社の情報開示のために収集しているデータの質が低い場合、関係するステークホルダーは、ネットゼロ経済への移行促進に関する情報に基づいた意思決定を行う際に、そのデータに頼ることができなくなります。より多くのデータが利用可能になるにつれ、NZDPU はそのデータを使用してこれらの問題をより適切に定量化するための知見を提供し、規制当局や基準設定機関の取組みを支援しながら企業の開示データの質の体系的な改善につながるベストプラクティスの推進に努めていきます。

トピック 2：データの開示とインセンティブ

NZDPU のビジョンは、気候移行関連データの透明性を高めるとともに、企業による重複した提出プロセスを改善することで企業の報告負担を軽減し、さまざまな組織による重要な取組みを基に、世界中のさまざまな情報源から集めたデータを一元化することです。NZDPU は、このビジョン追求の一環として、日本市場における情報開示の状況について理解を深める取組みを行ってきました。

本ラウンドテーブルシリーズでは、参加企業は、情報開示の際に直面した課題、情報開示継続の動機、直面する課題の潜在的な解決策について期待する内容など、気候変動関連データの開示に関する複数の点について議論しました。参加者への質問の一覧と回答の概要については付属資料をご参照ください。

Key Learnings – データの開示

- 発行体、金融機関ともに、気候移行関連の情報開示負担が大きいと考えている。一度特定のデータポイントの開示を行うと、それ以降、当該データポイントを開示しないことを合理化することが困難となり、その結果、負担は年々増す。

- 参加企業は複数の開示義務、開示要件間の一貫性の欠如、複雑な開示スケジュールという問題に直面している。日本企業は、国内法（省エネルギー法、温対法など）や各国・地域の情報開示基準（ISSB、CSRD、SSBJ など）に準拠してデータ開示を行う必要がある。さらに、企業はデータプロバイダーを含むさまざまなステークホルダーからの情報提供要請に対応する必要がある。データの定義、特にスコープ 3 排出量や投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）は、これらの報告要件の間でしばしば異なっている。

- 日本では多くの企業の会計年度が 3 月で終了するため、4 月頃からデータを収集し始めるが、5 月には開示を求められることから、多くのステークホルダーが要請または要求している開示内容の保証や検証を得る時間がほとんどない。開示内容の保証や検証の確保をさらに困難にしているのが、保証・検証サービスを提供する組織のリソース不足。

- 容易にアクセスできる排出係数のデータベースが欠如しているため、精度の高い正確な開示を進めることが困難。

- 企業は、新たなポータルサイトに追加的にデータ入力するような負担を望んでいない。日本市場では、情報開示媒体への開示率はすでに高い水準にある。

- 投資家をはじめとするステークホルダーのデータ利用方法が明確でないため、企業は開示すべきデータポイントを決める上で、バリュー・インパクトに基づいたアプローチをとることができない。投資家がこうしたデータを企業の評価に織り込んでいるかも不明。

- 金融機関の気候変動関連の財務リスクの算出については、確立された評価手法が存在しないため、銀行は各行独自の手法を使用している。比較不可能なデータを比較しても、実際のリスクの正確な把握にはつながらないという懸念がある。

- 期待される解決策について議論を行った際、参加企業からは、新たな報告負担を伴うプラットフォームではなく、企業が既に開示しているデータをステークホルダーがより有効活用できるプラットフォームを望んでいるとの声があった。

Key Learnings – データ開示のインセンティブ

- 企業が気候移行関連データの開示を推進する主な原動力は、株主や投資家からの要請、評判および規制上の要請。参加企業からは、SSBJ など今後の開示要件について既に準備を進めているとの話があり、うち少数派ながら、SSBJ の適用開始よりも前に新基準で必要となる追加情報を開示する予定であると回答した企業もあった。

- 評判については、評価の客観性について懸念はあるものの、進捗状況を同業他社と比較するうえで、外部評価（ESG 格付機関、アンケート業者など）は重要。参加企業は、評価に使用されたデータが無償で透明性が高いものであれば、ESG 評価の透明性が高まり、データ利用者が自ら結論を導き出すことが可能になると指摘。

- 金融機関からは、トランジション・ファイナンス（例：脱炭素化推進）への投資目的と、そうした投資の際に多くの場合は当該金融機関の投融資先企業の排出量が増加するという事実との間に不均衡があるとの声があった。 これは、スコープ 3 排出量を中心に、脱炭素化関連の製品やサービスを提供する企業にも当てはまる。データ利用者がこうした問題について十分理解することが重要だとの指摘があった。

- 期待される解決策について議論を行った際、参加企業からは、ESG 評価の透明性を高め、データの質の向上を促すプラットフォームを望んでいるとの声があった。

NZDPU の観点

参加企業のフィードバックからは、企業が気候移行関連データの開示について、様々なステークホルダーからの要請による負担が増えていることが改めて確認されました。NZDPU はカバー範囲の拡大を進める際に、重複する提出プロセスを回避し、企業の報告負担を軽減するため、様々な法域における気候移行関連の既存の情報源や計画中の情報源と連携します。

こうした取り組みにもかかわらず、データの制限は引き続き相互接続性の促進に向けた取組みの妨げになるとみられます。NZDPU は、気候移行関連データを、無償で、透明性が高く、様々な目的のためにあらゆる人が利用可能な状態にする CDSC の提言の実現に向けて、様々な法域における企業の気候移行関連の情報源と連携していきます。義務的開示のために法域等で信頼できる透明性が高いデジタルプラットフォームの開発を支援することは、利用者が企業の気候移行関連データをより容易に見つけ出し、アクセスする上で役立ちます。

トピック 3：データの使用

NZDPU の狙いは、データ利用者がネットゼロへの移行に不可欠な企業レベルのコアデータに容易にアクセスし、解釈できるようにすることにあります。NZDPU は、企業による気候移行関連データの利用事例をより深く理解し、NZDPU の継続的な発展がこれらの利用事例を確実にサポートすることを目指しています。

本ラウンドテーブルシリーズでは、参加企業は、気候移行関連データの利用について、現在の利用事例、気候移行関連データを利用する際の課題とその解決策に対する期待など、複数の点について議論を行いました。参加者への質問の一覧と回答の概要については付属資料をご覧ください。

Key Learnings

- 企業は気候移行関連データを、移行計画、GHG 排出量削減目標の設定、同業他社とのパフォーマンス比較、投資機会の特定など、様々な活動に利用している。
- 企業は、構造化された定量的な気候移行関連データのみに依存することはできない。例えば、参加した金融機関は、投資機会を特定する際に定量情報を利用する場合、構造化された形式では把握できないことが多い定性的な情報で補完する必要があると指摘。

- 企業は多くの場合、様々な第三者プロバイダーから入手したデータを使用している。使用する方法論、前提条件および計算方法がプロバイダーによって異なるため、多くの場合、各プロバイダーが提供するデータには大きなばらつきがある。
- 気候移行関連情報の情報源は多岐にわたるため、企業は様々な用途のためのデータを抽出・集約するために、多大な時間とリソースを費やさなければならない。
- 解決策への期待について、参加企業からは、使用する気候移行関連データの透明性を高め、データ関連コストの削減に役立つような、グローバルなガイドラインや法規制に沿った解決策を望んでいるとの声があった。

NZDPU の観点

参加企業は気候移行関連データの様々な利用事例を取り上げ、様々な技術レベルのデータ利用者のワークフローをサポートできる解決策を提供する必要性を強調しました。NZDPU は、高度なデータを必要とする利用者にはきめ細かなデータを提供する一方で、高度でないデータの利用者には簡素で直感的な機能とデータ表示を提供することで、様々な利用事例をサポートすることを目指しています。

NZDPU が現在カバーしている中核的な気候移行関連データは、企業の気候変動への取組みの進捗を評価するための有用な基盤になりますが、NZDPU が進化し、移行計画が一段と複雑で詳細なものになるにつれて、企業の移行計画の進捗に関する包括的かつ統合的な見解を提供する方法について、データ利用者に意見を求めていく予定です。

トピック 4：GHG 排出量削減目標の設定

データへのアクセスと透明性が高まり、気候変動がもたらす影響への理解が深まるにつれ、企業や投資家は、気候変動が及ぼす影響、リスク、事業機会を管理するための戦略をより正確に測定・実施することができるようになります。NZDPU は、GHG 排出量削減目標データとともに特定したより広範な課題を踏まえ、企業の目標設定の実務に関する理解を深めることを目指しています。

本ラウンドテーブルシリーズでは、参加企業は、GHG 排出量削減目標の設定に関連して直面した課題とその解決策に対する期待など、複数の点について議論を行いました。参加者への質問の一覧と回答の概要については、付属資料をご覧ください。

Key Learnings

- 企業は様々な基準、シナリオ、パスウェ（IEA、SBTi など）に基づく目標設定の枠組みの多さに圧倒され、困惑している。どのフレームワークが最適なのか、ステークホルダーを満足させるのかわからない。
- 企業はネットゼロ目標を評価するための一貫性の高いフレームワークを求めており、優れた目標の事例を示してほしいと考えている。こうしたガイドラインはグローバルの基準設定機関と連携して作成し、承認されることが理想的。
- 企業は、自社でコントロールできない分野について目標設定することを強いられていると感じている。例えば、スコープ 3 カテゴリー11（販売した製品の使用）を含む目標を設定する際、自社が完全にはコントロールできない消費者による自社製品の使用について、仮説を立てざるを得ない。
- 参加企業は、目標実現の影響度合いや目標達成に必要な取組みのレベルといった観点からみて、各社の目標の比較可能性は限定的であると認識している。目標自体と同様に、その背景情報も重要。
- 企業は GHG 排出量削減目標の設定に伴う情報開示の負担を最小限に抑えたいと考えている。

NZDPU の観点

参加企業のフィードバックからも明らかなように、GHG 排出量削減目標の設定は複雑で、リソースを要するプロセスです。企業によって目標が設定された後にその目標達成状況を体系的に追跡・評価できるようにすることが、パリ協定の目標に対する民間部門全体の進捗状況を測定するためのカギとなります。NZDPU が企業の GHG 排出量削減目標をデータベースに含めているのは、このためです。

しかしながら、企業が開示した GHG 排出量削減目標データの利用を妨げる大きな課題は残っています。今のところ、何をもって「新たな」または「更新された」目標なのかを判断するガイドラインや基準はほぼありません。そのため、目標に対する前年比での変化を追跡するのは難しく、ましてや相互にマッピングすることは困難です。NZDPU はこの問題を実感しており、現在の目標開示の慣行が、NZDPU が企業の目標に対する進捗状況の推移を表示する妨げとなっています。NZDPU は今後も基準設定機関と協力し、企業の GHG 排出量削減目標に対す

る進捗状況をより簡単、正確かつ高い透明性をもって追跡できるベストプラクティスの取組みを進めていきます。

結論

NZDPU が発展していくなかで、利用者の最も重要なニーズと課題に対応できるよう民間セクターやステークホルダーに継続的に意見を求めていきます。今後数年間に関連データの開示の義務化が進むことが予想されるため、NZDPU はこれらのデータが利用可能になった際にアクセスできる経路を複数検討しています。しかし、すべてのデータが容易に特定・入手可能になるわけではないため、 継続的な進展を促すには様々な法域にわたり多くの作業を行う必要があります。

世界的に見て、日本は企業の気候移行関連データの開示の普及と質の向上を推進する上で主導的な役割を果たしています。ISSB 基準と機能的に同等な SSBJ 基準に基づく法定開示は、2027 年 3 月期から企業の時価総額に応じて段階的に義務化する方向で議論中です。また、これらの報告に関し電子タクソノミの拡大が計画されているため、東証プライム上場会社においても、EDINET を活用した電子タグを付した開示が順次拡大していくことが予想されます。 これは、NZDPU による EDINET からのデータ収集（または参照）が可能になることを意味します。

NZDPU は、企業の報告負担を増やすことなく企業データを NZDPU に正確に反映できるようにするため、今後も日本市場全体のステークホルダーと強固な関係を築き、協力していきたいと考えています。さらに、SSBJ のような新たな開示基準が最終化されることに伴い、NZDPU のコア・データ・モデルは、気候関連の情報開示の現状を反映し、新たな基準や法域の要件に対応するよう進化する予定です（図表 1)。

図表 1：NZDPU のコア・データ・モデルもおける新たな開示基準・要件の取り込み例

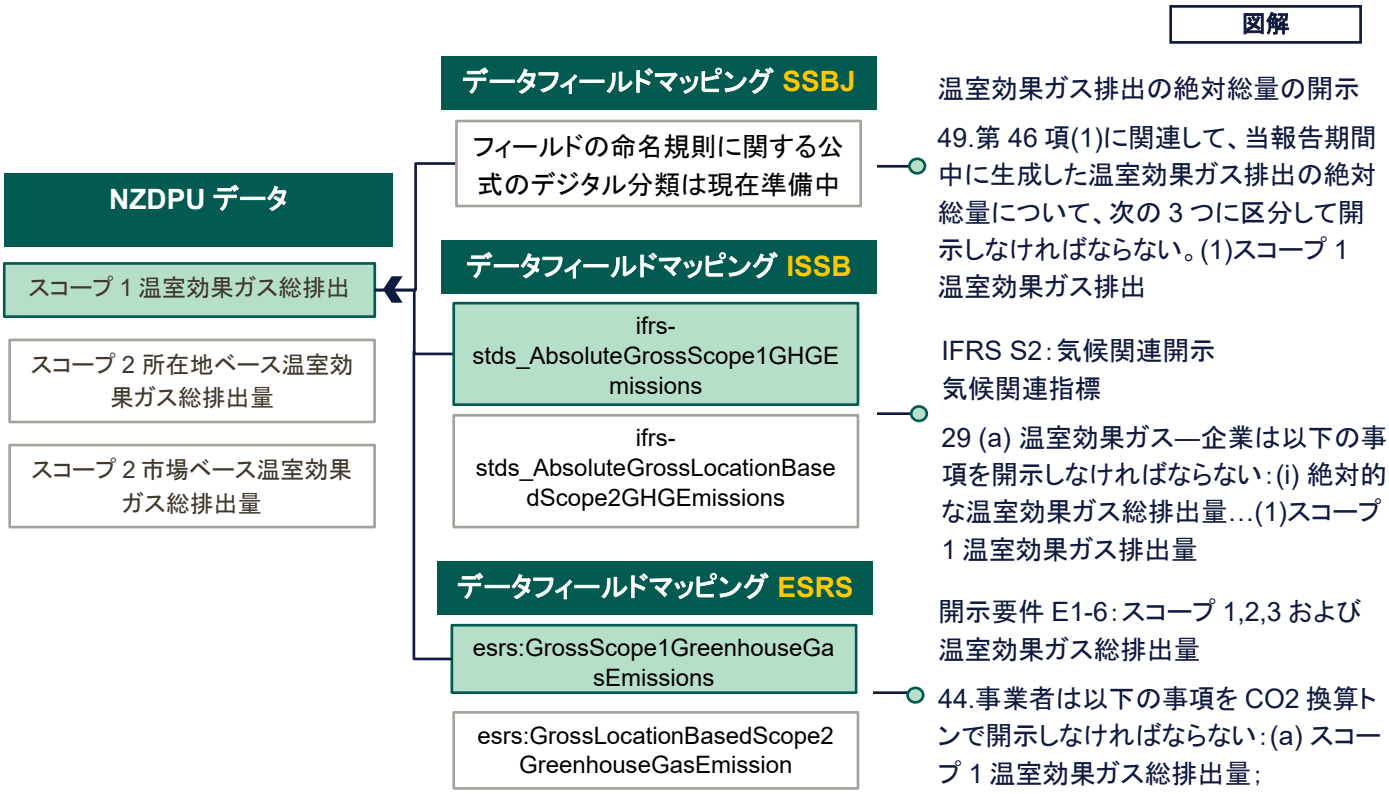

出所：NZDPU

付属資料

ラウンドテーブル１　アンケートの回答要旨

トピック：データ開示
質問： 気候関連情報開示に関して、どのような課題に直面していますか？
回答の要旨： 発行体は、データ収集と GHG 排出量の計算にかかるコストの高さとリソース負担の増加、第三者による保証・認証の取得の難しさ、データの収集から開示までの日程の短さ、ステークホルダーが開示データを実際にどの程度利用しているかが不明なこと、GHG 削減貢献量や移行計画など新たな開示分野について不明点が多いことを課題として挙げました。 金融機関は、投資先企業のデータ収集にかかる高いコスト、開示データの企業間比較の難しさ、データプロバイダーから提供されるデータの質の低さ、ファイナンスド・エミッション（投融資先の排出量）の算定の難しさ、開示データの前年比の変動についてステークホルダーに説明するのが難しいこと、法定開示への移行に伴いデータを標準化できるかどうかの懸念、認証機関の不足に起因する第三者保証の取得の難しさなどを直面する課題として挙げました。
質問： 気候関連情報開示に関して、NZDPU のようなグローバルなデータプラットフォームに期待することがあれば教えてください。
回答の要旨： 発行体は、グローバルなデータプラットフォームへの対応に余分な作業が求められないことを期待しており、そのために、他の組織（CDP、GX リーグなど）とのデータ共有の仕組みやテクノロジー（人工知能など）の活用に言及した企業もありました。また、GHG 排出量計

算の効率化（排出係数などの計算に必要な情報の集約）、保証の取得がより容易になること、データの偏在性の問題の解決など、プラットフォームを利用するインセンティブの仕組みの構築も、期待する事柄として挙げられました。

金融機関は、信頼性の高いデータの提供、データ算出基準（スコープ 3 排出量、第三者保証、測定、トランジション・ファイナンスの開示）の開発・統合支援、比較が困難なデータの透明性の向上と構造化、投資家によるクライメート・トランジションに関するデータの幅広い利用の推進などを期待していると回答しました。

トピック：データの使用

質問：

気候関連情報の利用に関して、どのような課題に直面していますか？

回答の要旨：

発行体は、開示データに対する投資家の理解不足やデータが企業評価に反映されているかどうかが不明なこと、当該ベンチマーク・データの入手が困難なこと、GHG 排出量の前年比の変動に対する理解不足などを直面する課題として挙げました。

金融機関は、データの品質確認にコストがかかること、データプロバイダーからのデータ取得コストが高いこと、異なるデータプロバイダーから提供されるデータの不一致、ファイナンスド・エミッションに関するデータ評価の難しさ、誤解を招くデータ表示方法などを直面する課題として挙げました。

質問：

気候関連情報の利用に関して、NZDPU のようなグローバルなデータプラットフォームに期待することがあれば教えてください。

回答の要旨：

発行体は、クライメート・トランジションに関するデータのエコシステムにおいて、気候移行関連データを企業評価と結び付ける他の取り組みと連携すること、気候関連パフォーマンスの企業評価への反映を積極的に促進すること、関連するベンチマーク・データの提供、および定性的な情報を含むパフォーマンス指標の開発を期待していると回答しました。 金融機関は、グローバルなデータプラットフォームが、質および透明性の高いデータを低コスト又は無料で提供すること、GHG 排出量データの定義と計算方法の標準化を提唱すること、および国際的な基準やガイドラインに沿ったものにすることを期待していると回答しました。
トピック：目標設定
質問： GHG 排出量削減目標設定に関して、どのような課題に直面していますか？
回答の要旨： 発行体は、設定された目標の管理コストの高さ、最初の目標設定に必要な大量の情報とその情報入手コストの高さ、目標設定基準における国際的なガイドラインと国内規制の相違による混乱、スコープ 3 目標のベースラインの設定、スコープ 3 目標に対する適切なインセンティブの創出などを直面する課題として挙げました。 金融機関は、すべての投資先企業の目標データの入手に要するコスト、投資先企業の目標設定の水準を評価するのが難しいこと、投資先企業間の目標の比較が難しいことなどを直面する課題として挙げました。
質問： GHG 排出量削減目標設定に関して、NZDPU のようなグローバルなデータプラットフォームに期待することがあれば教えてください。
回答の要旨：

発行体は、目標設定のためにインセンティブの仕組みを構築すること、同一企業内の異なるステークホルダーにとって使いやすい機能を提供すること、企業の目標設定に役立つ情報を提供すること、目標（特にスコープ 3 目標）の設定に関するベストプラクティスを促進することなどを期待すると回答しました。 金融機関は、全ての企業の目標に一元的にアクセスできる集中型プラットフォームの提供、企業の目標設定が一定の品質を確保できる枠組みの提供、目標設定を強いる動きにつながらないようにすること、目標を開示する企業にとって作業が重複しないよう、他の取り組みと連携することを期待すると回答しています。

ラウンドテーブル 2　アンケートの回答要旨

トピック：データの収集
質問： 貴社は GHG 排出量算出のためのデータ収集を自社内で実施していますか？第三者に委託していますか？第三者の場合は、委託先の選択にどのような要素が影響していますか？
回答の要旨： 発行体は主に社内でデータ収集しているのに対して、金融機関は外部ベンダーを利用しているとの回答が多くありました。ベンダーを選択する際は、データの正確性と網羅性、コスト、および利便性が選択の際の要素になると回答しました。
質問： GHG 排出量算出の際、一次データと二次データをどのような比率で使っていますか？この比率はこれまでにどのように変化していますか？
回答の要旨：

ほとんどの参加企業は、スコープ 1 とスコープ 2 の排出量の計算には一次データを使用し、スコープ 3 の排出量の計算には二次データを使用していると回答しました。一部の参加企業はデータプロバイダーが提供するデータを使用していると回答しました。

質問：

データ収集について、算出した GHG 排出量データの信頼性や、第三者保証取得の可能性に影響する貴社が直面する課題を教えてください。

回答の要旨：

参加企業からは、連結グループからデータ収集する際の適切な法域に関連する規制や適切な基準・境界を見極めること、親会社と子会社の全拠点で保証を得るためのリソースが限られていること、データの収集・計算に費やせる時間が限られていること、スコープ 3 排出量の信頼性、適用すべき適切な排出係数の決定の難しさなど、様々な課題が挙げられました。

特に金融機関からは、第三者データプロバイダーが提供する情報の信頼性のほか、融資先企業が自社の GHG 排出量データを開示していない場合、二次データを使用した推計に頼らざるを得ないという課題も挙がりました。

質問：

移行計画策定のためにどのような情報が必要ですか？移行計画の信頼性を確保する観点から、現時点で収集できるデータの質は十分ですか？

回答の要旨：

大半の参加企業は、移行計画に利用できるデータの質と量が現状では不十分であると回答しました。さらに、移行計画に必要な情報は広範囲に及び、収集には多くのリソースが必要であると回答しました。この情報には、参照シナリオ、GHG 排出量削減に関連したコスト、自社の排出量シミュレーションの結果、地域別のエネルギー価格などの外部機関による将来の動向調査の結果などが含まれます。

また、バリューチェーン企業の賛同が必要であること、詳細なネットゼロ・ロードマップを作成するために必要な企業の特性に特化した定量的データの不足などが課題として挙げられ

ました。特に金融機関からは、融資先企業の移行計画に十分な情報がないため、比較が難しいとの回答がありました。
質問： NZDPU への期待を教えてください。データ収集の課題に直面する組織に対して、NZDPU はどのような支援ができますか？
回答の要旨： 参加企業がグローバルなデータプラットフォームに期待することとして、融資先企業のデータへの効率的なアクセスの提供、様々な指標の裏付けとなる主要な前提条件の明確化、企業の移行計画への容易なアクセスの提供、多言語でのアクセスの提供、データ利用者に無料または低コストで情報を提供、比較可能なデータとそうでないデータの明確化、異なるベンダー間のデータの不一致を減らし、企業が直面している既存の報告負担の軽減（または負担増大の回避）、企業の開示データに誰がアクセスできるかについて透明性を確保することなどを挙げました。
トピック：データ開示のインセンティブ
質問： 気候変動（トランジション）関連データを開示する主な原動力／インセンティブを教えてください。（評判、規制、市場の要請など）
回答の要旨： 発行体は、主な情報開示のインセンティブとして、会社の評判、株主／投資家からの要請、関連する開示規制、従業員エンゲージメントの向上などを挙げました。 金融機関は、株主や規制当局からの要請、ネットゼロへのコミットメントの結果として得られる会社の評判などを主な情報開示のインセンティブとして挙げました。

質問：

評判関連のインセンティブについて、気候変動に関する進捗を同業他社と比較する際に、どのような指標を使っていますか？比較の正確性を確保するためにどのようなメタデータが重要ですか？

回答の要旨：

参加企業は、CDP や ESG 評価機関などによる外部評価の活用、GHG 排出量（総量および原単位ベース）、GHG 排出量削減目標に対する進捗状況、ネットゼロ・シナリオとの整合性、脱炭素化のための資本配分などを挙げました。また、設定された指標の背景を理解するためには、補足的な情報が必要である点も挙げられました。

質問：

公開草案公表中の SSBJ 基準は、時価総額による段階的な導入を予定しています。貴社は、該当する導入時期の前に情報を開示する予定ですか？開示する場合もそうでない場合も、その理由を教えてください。

回答要旨

参加企業の中には、今後義務化される基準に沿った開示を適用期限前に行う予定はないものの、将来の開示に備えて、関連体制や手続きを社内で構築予定であるとの回答が複数ありました。開示が義務付けられる前にテスト開示を行う予定の企業もありました。

質問：

発行体の方：サプライヤーに開示の動機付けをするために、どのようなエンゲージメントを実施していますか？

金融機関の方：発行体に開示の動機付けをするために、どのようなエンゲージメントを実施していますか？

回答

発行体は、個別対話や自社の政策や目標についてのワークショップを通じてサプライヤーの教育を行い、アンケートを通じてサプライヤーのコンプライアンス水準を確認し、必要に応じてフォローアップのインタビューや調査を実施していると回答しました。

金融機関は、主に大手サプライヤーとエンゲージメントを実施し、自社が対応しようとする気候問題を理解してもらい、そして情報開示を促すための解決策を提案しているとの回答がありました。

質問：

貴社または貴社のパートナー企業の気候移行関連データの開示を妨げる課題を教えてください。

回答要約

参加企業は年々増大するリソース負担（人員／テクノロジー／情報／コスト）や機密性の高い企業データの適切な取り扱い方法などの課題を挙げました。

特にスコープ 3 排出量に関連する課題として、計算方法が異なるため企業間でスコープ 3 データを比較できないこと、特定の活動に対するスコープ 3 の計算方法が不足していること、スコープ 3 の内容を保証するサービスを提供するリソースが限られていることによりスコープ 3 データの内容の保証能力に限りがあることなどが挙がりました。

質問：

市場全体で気候移行関連データの開示を促進するために NZDPU はどのような支援ができますか？

回答の要約

参加企業の報告負担を最小限に抑えるために CDP データを利用すること、NZDPU の影響力を活用して企業レベルでの開示を促進すること、スコープ 3 排出量計算の簡素化と標準化を

支援すること、ESG 評価機関に評価基準・ロジックの公開を促すこと、 投資家が GHG 排出量データを容易に検索できるようにすることで、企業における排出量データ開示の意識を高めること、気候移行関連データの質を幅広く改善すること、整合性を確保するために ISSB/SSBJ などの標準設定機関と連携することなどが挙げられました。

Sources

[1] 株式会社日本取引所グループ：TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査（2022 年度）

[2] CDP：CDP 気候変動 レポート 2023: 日本版

[3] KPMG あずさサステナビリティ株式会社（JPX ESG Knowledge Hub ESG 情報開示実践セミナー）：有価証券報告書における サステナビリティ情報開示の 現状と課題

[4] 金融庁：2024 年版 EDINET タクソノミ更新概要

[5] 金融庁：Japan's Efforts related to XBRL in EDINET

[6] GX リーグ事務局：GX ダッシュボード情報開示ガイドライン